

地方自治法第199条第7項の規定により報告した財政援助団体監査(特定非営利活動法人なごみ、特定非営利活動法人三楽)及び指定管理者監査(船坂小学校跡施設管理運営委員会)の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年7月2日

西宮市監査委員	福田雅至
同	金崎健太郎
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
特定非営利活動法人 なごみ	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月28日
特定非営利活動法人 三楽	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月29日
船坂小学校跡 施設管理運営委員会	令和5年11月20日	令和5年11月21日	令和6年5月22日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西共生発第 41 号  
令和 6 年 5 月 31 日  
(2024年)

西宮市監査委員	石原	俊彦	様
同	福田	雅至	様
同	板戸	史朗	様
同	中村	衣里	様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- |   |          |                                 |
|---|----------|---------------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 健康福祉局                           |
| 2 | 監査結果報告名  | 財政援助団体監査結果報告<br>(特定非営利活動法人 なごみ) |
| 3 | 監査結果提出日  | 令和 5 年11月20日報告監第 5 号            |
| 4 | 措置状況     | 別紙のとおり                          |

特定非営利活動法人 なごみ

財政援助団体監査結果報告に基づき講じた措置  
(令和5年11月20日付報告監第5号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P8

1 財政援助団体

(1) 適正な収支決算書の作成

収支決算書は、事業年度が終了した後、見込額ではなく決算額で作成し、実績報告書とともに速やかに市へ提出されたい。

(講じた措置)

令和5年度の事業報告より、決算額での計上に改めております。今後も、適正な収支決算書の作成に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P8

1 財政援助団体

(1) 適正な収支決算書の作成

また、収支決算書は補助事業に係る収支を記載するものであることから、市の補助事業以外の事業に対する助成金等、市の補助事業に充当できない収入は計上することなく、補助事業に係る収入及び支出をもれなく計上されたい。

(講じた措置)

市担当課が改めた収支決算書様式に従い、また市担当者にも確認を行いながら、補助事業に係る収支を過不足なく計上するよう努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P8

1 財政援助団体

(1) 適正な収支決算書の作成

さらに、交流拠点「まちcaféなごみ」で使用する消耗品及び食材に係る支出について、補助対象経費の消耗品費と補助対象外経費の材料費の振分けを適正に行い、適正に収支決算書を作成されたい。

(講じた措置)

補助対象経費であるか否かに関わらず、勘定科目が混合する領収書等に関しては、適正に振分け帳簿に計上します。また、その帳簿に基づき、収支決算書へ漏れなく記載を行ってまいります。

1 財政援助団体

(2) 適正な情報セキュリティ対策

ウイルス感染を防止するため、パソコンを適切に使用するとともに、引続き情報セキュリティ対策を講じられたい。また、ウイルス感染等によるデータの消失に備え、定期的にバックアップを実行されたい。

(講じた措置)

令和5年7月に発生したウイルス感染及びそれに伴うデータの滅失を受け、その後セキュリティスイッチとファイルサーバーをリース契約することで、改善を図りました。両機器の導入により、データの破壊や漏えい等を阻止し、サイバー攻撃による被害の拡大を防ぐとともに、データ障害等に伴い破損したファイル情報の復旧が可能となっております。

2 所管部局

(1) 収支決算書の適正な審査

法人の補助対象となる活動を把握した上で、収支決算書に計上すべき項目を整理し、計上もれがないかどうかや、補助事業に関係のない項目が計上されていないかを確認されたい。

(講じた措置)

補助対象事業及び各事業の補助金活用の有無について正確に把握できるよう、補助金申請時に提出を求める事業計画書の様式を変更いたしました。併せて、収支予算書と比較する等し、計上漏れがないよう確認を実施してまいります。

2 所管部局

(1) 収支決算書の適正な審査

また、収入及び支出の内訳が不明確など記載内容に疑義がある場合は、金額の根拠の確認等を行い、法人に対して収支決算書を適正に作成するよう指導されたい。

(講じた措置)

ご指摘のとおり、金額の根拠の確認等を行い、適正な収支決算書の作成について指導してまいります。

1 所管部局

補助金に係る手続は、実施要綱及び「共生型地域交流拠点補助金手引き」で定められている。しかしながら、実績報告の時期について法人と所管部局で認識が異なり、法人では、収支決算書の記入方法が不明確であったことによる誤記が見られた。所管部局でも、補助事業に係る収入及び支出の計上もれなどを発見できていなかった。

所管部局においては、補助事業に係る収入及び支出が網羅的に記載されるよう、収支決算書の記載事項を整理されたい。

また、実績報告の時期や収支決算書の記載内容について、「共生型地域交流拠点補助金手引き」に明記するなど、交付団体に周知して認識の共有を図られたい。

(講じた措置)

収支決算書への収入及び支出の計上もれや誤記等に関しては、共生型地域交流拠点で実施している複数の事業の収支を事業別に記載でき、その支出経費が補助対象のものか否かを明確に記載できる様式に変更することで、改善を図りました。また、当該様式変更のお知らせと併せて、決算書の作成方法に関する通知も発出し、正しい作成ルールや実績報告の時期（期限）について再確認をしていただく機会を提供することができました。今後も定期的に通知を発出する等し、適正な実績報告書類の作成について指導してまいります。

1 所管部局

今回の監査では、補助対象経費の範囲について、所管部局が法人に対し十分に周知ができていなかったことから、法人が補助対象として計上していない経費が見られた。

市は今後、市内全域に交流拠点の設置を推進するとしているが、市の周知不足から補助金の範囲が狭く印象づけられ、新たな事業者の参入意欲をそぐことが懸念される。今後、補助対象経費について整理をし、交付団体に周知するとともに、新規事業者に対し丁寧な説明に努められたい。

(講じた措置)

ご意見のとおり、新規事業者に対象経費に関する理解をしていただくため、補助金手引きに沿った丁寧な説明に努めてまいります。また、市内全域（36地区）への共生型地域交流拠点の展開を見据え、必要に応じて補助金手引きの見直し・改善を進めてまいります。